

新築（個人が一戸建の注文住宅を新築したとき）

必要書類		
	住民票	原本又は写しを提示 やむを得ず転入手続前に証明の申請を行う（入居予定）場合は、追加書類が必要になります。→提出書類（6）参照
	確認申請書類一式 （確認済証及び検査済証を含む）	原本又は写しを提示 併用住宅の場合は、家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが分かる平面図などが必要になります。
2 点 の う ち い ず れ か	・登記事項全部証明書 ※1	原本又は写しを提示
	・登記完了証 （書面申請の場合は、登記申請書と登記完了証）※2	

特定認定長期優良住宅 又は 認定低炭素住宅 の場合、下記の書類を追加

認定通知書と申請書副本	原本又は写しを提示	変更の認定を受けた場合は変更認定通知書
-------------	-----------	---------------------

※1 令和5年6月から、インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日が記載された書類を、登記事項証明書に代えて受領することが出来るようになりました。

※2 書面申請の登記申請書（控）に法務局の受付印が押印されているか確認します。